

## 大田市告示第127号

おおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大田市長 楫野弘和

### おおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、おおだファミリーサポートセンター事業実施要綱(平成17年大田市告示第28号。以下「実施要綱」という。)第18条第1項の規定による利用料金の減免(以下「減免」という。)に係る費用に対し、予算の範囲内においておおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するに当たり、大田市補助金等交付規則(平成17年大田市規則第45号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、実施要綱第4条第2項に規定する依頼会員に支援を提供した援助会員とする。

#### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱第18条の規定により減額する利用料金とする。

#### (依頼会員の登録)

第4条 利用料金減免を受けようとする依頼会員(以下「申請者」という。)は、あらかじめおおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて登録を決定し、申請者及び委託先に対しおおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業登録決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

#### (登録の有効期間)

第5条 前条の規定による登録の有効期間は、登録の決定を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

#### (登録の更新)

第6条 登録期間の有効期間満了1月前までに市長又は第4条第2項の規定による登録を受けた申請者(以下「減免会員」という。)から何らかの意思表示が行われないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間登録を更新したものとみなす。

(変更等の届出)

第7条 減免会員は、実施要綱第6条の規定により変更もしくは退会するときは、速やかにおおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業登録内容変更届出・退会届出書(様式第5号)を市長又は委託を受けている者に提出するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付を受けようとする登録援助会員は、あらかじめおおだファミリーサポートセンター利用料金減免分補助支払者登録申請書(様式第2号)を市長又は委託を受けているものに提出をする。

2 補助金の請求は、利用料金減免事業実績報告書及びおおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業請求書(様式第4号)を添えて、援助活動を実施した月の翌月の15日までに市長又は委託を受けている者に提出するものとする。

3 補助金の額は、1項により報告を受けた援助活動(交通費、食費等実費負担分を除く)により減免した額とする。但し、依頼会員1世帯一月五千円を上限とし、当該年度の減免補助予算額の範囲内で行うものとする。

4 市長又は委託を受けている者は、登録援助会員から補助金の適正な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、登録援助会員が、偽りその他の不正の手段によって補助金の交付を受けたとき、当該補助額の全部又は一部を返還させることができる。

(関係帳簿等の保存)

第10条 登録援助会員は、補助金の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5年間保存するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

おおだファミリーサポートセンター減免認定申請書

年 月 日

大田市長 様

おおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業に係る依頼会員として登録を申請します。

申請者氏名	
申請者住所	

次のとおり登録し、相互援助活動の援助会員として、おおだファミリーサポートセンター事業実施要綱の記載事項を遵守・履行することを誓約します。

依頼会員氏名	
依頼会員住所	〒 -
連絡先	

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

大田市長

印

おおだファミリーサポートセンター減免認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあったおおだファミリーサポートセンター減免認定申請について、次のとおり登録を決定したので通知します。

記

1 氏名・住所

2 有効期間 年 月 日まで

(注意事項)

- 1 有効期間満了1月前までに市長又は登録援助会員から何らかの意思表示が行われないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間登録を更新したものとみなします。
- 2 登録内容にの変更があるときは速やかに届け出てください。

様式第3号（第7条関係）

おおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業登録内容（変更・退会）届出書

年 月 日

大田市長 様  
（おおだファミリーサポートセンター）

おおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業に係る依頼会員として登録した内容に変更が生じたので届け出します。

	旧	新
依頼会員氏名		
依頼会員住所	〒      ー	
連絡先		

（退会）

おおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業を退会しますので届け出します。

退会者氏名	
退会者住所	

様式第 4 号（第 8 条関係）

おおだファミリーサポートセンター利用料金減免分補助支払者登録申請書

年 月 日

大田市長 様  
(おおだファミリーサポートセンター)

おおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業に係る援助会員として登録を申請  
します。

申請者氏名	
申請者住所	

次のとおり登録し、相互援助活動の援助会員として、おおだファミリーサポートセンター事  
業実施要綱の記載事項を遵守・履行することを誓約します。

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

大田市長 様  
（おおだファミリーサポートセンター）

（請求者）

住 所

氏 名

印

連絡先

おおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業請求書

おおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業補助金交付要綱第 8 条 2 項の規定により、  
年 月分の補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 添付書類 (1) 利用料金減免事業実績報告書